

豊中市境界確定図の写しの交付に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市情報公開条例（平成13年条例第28号。以下「条例」という。）第22条第1項に基づき、財務部資産管理課（以下「資産管理課」という。）が所管し、又は管理する公共用地の境界確定に関する図面（以下「境界確定図」という。）の写しの交付に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(申出の手続)

第2条 境界確定図の写しの交付を受けようとする者（以下「申出者」という。）は、境界確定図の写しの交付申出書（様式第1号）（以下「申出書」という。）を市長に提出するものとする。

2 申出書の受付は、資産管理課で行う。なお、対象箇所の特定期間、内容の確認等が必要なため、郵送等による受付はしないものとする。

3 申出書を受け付けたときは、当該申出書に受付番号を付し、受付印を押印後、申出者に当該申出書の写しを交付するものとする。

4 申出書は、図面ごとに一部とする。

(境界確定図の写しの作成)

第3条 市長は、申出書の提出があったときは、当該申出書に係る境界確定図のうち条例第7条各号に掲げる不開示情報を除いた境界確定図の写しを作成するものとする。

2 前項に規定する境界確定図の写しは、原則として当該境界確定図を白黒原寸大で複写したものとする。

3 第1項の規定による境界確定図の写しの作成は、申出書を受け付けた日から起算して7開庁日以内に行うものとする。ただし、事務処理上の困難その他の正当な理由があるときは、この限りでない。

4 市長は、申出書に係る境界確定図の不存その他の正当な理由があるときは、第1項の規定にかかわらず、境界確定図の写しの作成を行わないことができる。

5 市長は、第3項ただし書及び前項に規定する場合にあっては、申出者にその旨を通知するものとする。

(交付の実施)

第4条 境界確定図の写しの交付は、申出書を受け付けた日から起算して8開庁日以降56日(同日が閉庁日であるときは、その翌開庁日)以内に総務部法務・コンプライアンス課(以下「市政情報コーナー」という。)において行うものとする。

2 市長は、申出者が前項に規定する期間内に申出書に係る境界確定図の写しの交付を受けないときは、これを交付しないことができる。

3 申出者は、境界確定図の写しを受け取ったときは、受領書(様式第2号)を市長に提出するものとする。ただし、郵送による受け取りの場合を除く。

(費用負担)

第5条 申出者は、境界確定図の写しを受け取ったときは、条例第22条第4項の規定により当該写しの作成及び送付に係る費用を負担しなければならない。

2 申出者は、前項の費用を市政情報コーナーにおいて支払うものとする。

(施行細目)

第6条 この要綱に定めるもののほか、境界確定図の写しの交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

平成30年5月15日から実施する。

附 則

平成 3 1 年 4 月 1 日から実施する。